

プロジェクト テーマ提言について

項目 前回までの企業会計基準諮問会議におけるテーマ提案 2
上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の
取扱いについて

I. 本資料の目的

- 第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催）では、新規テーマの提案である「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」を金融商品専門委員会においてテーマ評価に諮ることとされた。本件について、金融商品専門委員会でのテーマ評価をご紹介しますとともに、テーマ評価を踏まえたテーマ提言に関する企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）事務局の提案にご意見をいただくことを目的としている。

II. テーマ提案書

提案者：一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会

(テーマ)			
上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて			
(提案理由)			
日本においては、非上場株式を公正価値で評価しているVCファンドは一部に留まるが、国際的には、公正価値による評価が、企業の現状及び将来性について合理的な分析を行うための手段であるとして、広く利用されている。 他方、日本においては、VCファンドの評価や監査の実務の蓄積が少なく、出資する上場企業等も非上場株式に係る会計基準（下図参照）に沿って取得原価に減損等を勘案した評価を求めるという実態がある（IFRSや米国会計基準では、FVPLやFVOCIでの測定が求められている）。			
商品種類	日本基準	IFRS	米国会計基準
上場株式	売買目的有価証券： FVPL	FVPL（ただし、売買 目的保有でない場 合、FVOCI（リサイク リングなし）を選択 することも可能）	FVPL
	その他有価証券： FVOCI（リサイクリン グあり）		

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

非上場株式	その他有価証券： 取得原価	上場株式と同様	FVPL（ただし、取得 原価から減損損失を 控除し、一定の調整 をする処理を選択す ることも可能）

（出所）企業会計基準委員会、[「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表](#)（別紙）、平成30年8月30日

こうした中、VCファンドの評価や監査の実務の蓄積に関しては、より多くの監査法人及び公認会計士が公正価値評価を行うVCファンドの監査を円滑に行えるよう、監査手続のポイント等を共有する観点から、日本公認会計士協会からVCファンドの監査に関する実務指針の改正が公表されたところである（※1）。

（※1）日本公認会計士協会、[「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について](#)、令和5年5月24日

近年では、ファンド（主にVCファンド）に非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの金融商品の公正価値評価は、その財務諸表の透明性を向上させ、投資家に対して有用な情報を開示及び提供すると考えられる¹。しかしながら、現状これらの金融商品に関して、上場企業等が保有するファンドについては、非上場株式に係る国内会計基準に沿って取得原価に減損等を勘案して評価することとなっており、こうしたことがVCファンドの公正価値評価の普及を妨げる要因になっている。

（※2）実際に、[JVCAが令和4年5月にPreqin社と合同で実施した調査](#)によれば、調査対象となったVC（49社、150ファンド）のうち、公正価値評価を実施している割合は金額ベースで36%、ファンド数ベースで17%に留まっている。

¹ [金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理](#)（令和4年12月21日公表）では、VCファンドでの公正価値評価が普及した場合に期待され得る効果として、「適切な企業価値評価を通じて非上場株式等のパフォーマンスが評価され、投資先管理や投資先の企業価値向上に向けた取組みに活用されれば、経済全体の成長につながっていく」ことや、「国内外の機関投資家からより多くの成長資金がVCファンド等に供給されること」にも言及がなされている。

(具体的内容)

上述の状況から、上場企業等が保有するファンド（主にVCファンド）の出資持分に関して、公正価値評価を含む会計処理の取扱いのあり方をご検討頂きたい。その際には、公正価値評価の普及による財務諸表の透明性の向上や投資家への情報提供の充実の観点から、上場企業等が保有するファンド（主にVCファンド）に非上場株式を組み入れた金融商品について、取得原価に減損等を勘案した評価を求めている現在の会計基準を見直すことの必要性についても、あわせてご検討を頂きたい（※3）。

（※3）戦略投資や持合株式など、（保有するファンドに組み入れられたものではない）非上場株式については、今回の検討テーマ提案の対象には含まれていない。

なお、当協会内での検討においては、以下のような意見があったため、ご参考までにお知らせする。当然ながら、当協会として、以下の整理に拘るものではなくない。

- ✓ 投資信託会社が、保有する投資信託に組み入れられた非上場株式は時価評価としている一方で、投資信託会社が自身のB/Sで保有している非上場株式は取得原価評価としている。その論拠は、投資信託に組み入れられた非上場株式は、時価の値上がりを目的としたものであるため、時価評価が適当と判断されていることと承知している（企業会計基準適用指針第31号「[時価の算定に関する会計基準の適用指針](#)」、p. 24の49-4）。
- ✓ これに照らせば、本件でも同様の取扱いが可能ではないか。すなわち、事業会社がVCにファンドの形態で出資するケースにおいて、事業会社が保有する出資分の非上場株式を時価評価とすることが可能ではないか。なぜならば、投資信託会社が保有する非上場株式についての整理と同様、値上がりを目的としたものであるため（なお、持合株式等はこの目的に該当しないと考えられる）。

III. 第 48 回基準諮問会議における議論

2. 第 48 回基準諮問会議においては、事務局よりテーマ提案の内容及び分析が以下のとおり説明され、議論が行われた。

テーマ提案の内容

3. 本件の提案書には、次の 2 つの提案が含まれると考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (1) 上場企業等の VC ファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること
- (2) 上場企業等が投資する VC ファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること

(2)の提案は具体的に示されていないが、(具体的内容)の「なお」以降の比較から推察される。

4. 前項(1)について、VC ファンドが任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等(以下「組合等」という。)の場合、現行の処理は別紙1のA3項のとおり、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第132項で定められており、VC ファンドへの投資に係る貸借対照表価額は主に構成資産の評価額の積上げである。このため、当該投資は時価をもって貸借対照表価額とされない点で提案と違いがある。

また、前項(2)について、VC ファンドが投資事業有限責任組合を含む組合等の場合、当該 VC ファンドの構成資産である市場価格のない株式について、現行の処理は別紙1のA2項のとおり、取得原価(及び一定の場合に相当の減額が行われる)で評価される。このため、当該株式は時価で評価されない点で提案と違いがある。

テーマ提案の分析

5. 本件は提案者から会計基準レベルのテーマとして提出されている。会計基準レベルのテーマについて、企業会計基準委員会に新規テーマとして提言するか否かについて次が考慮要因とされている。
 - (1) 広範な影響があるか。
 - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
 - (3) 企業会計基準委員会が取り扱うべき内容か(他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか)。
 - (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
 - (5) 適時に会計基準の開発が可能か。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

6. 以下、各考慮要因に沿って基準諮問会議事務局の分析を示す。

(広範な影響があるか)

7. VC ファンドへの投資を有する企業は相応にあるものの、広範な影響があるとまでは言えない可能性がある。

(作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか)

8. 利用者に関しては、提案によって提供される情報へのニーズは一定程度あると考えられる。また、作成者に関しては、変更のニーズがある作成者とそうでない作成者がいると考えられる。監査人のニーズは不明である。

(企業会計基準委員会が取り扱うべき内容か (他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか))

9. 本件は VC ファンド及び市場価格のない株式の会計処理の検討を提案するものであり、企業会計基準委員会で取り扱うべき内容と考えられる。

(現行の会計基準の改善が見込まれるか)

10. 提案書のとおり、国際的な会計基準と日本基準との間で一定の差異がある領域であり、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに寄与する可能性があると考えられる。

(適時に会計基準の開発が可能か)

11. 適時に会計基準の開発が可能かどうかは、検討の対象範囲と内容に左右されると考えられる。

基準諮問会議における議論

12. 本件については提案者から会計基準レベルのテーマとして提案されている。しかし、本件の検討にはファンドに関する実務の知見が必要であると考えられ、また、現在、企業会計基準委員会で進めている予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討では関連する分類及び測定についても同時並行的に整理するとされており、それらの整理への関連も考慮する必要があると考えられる。このため、実務対応レベルのテーマと同様に、企業会計基準諮問会議の運営に関する要領第7条第1項のとおり、本件の会計基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価を依頼す

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ることが適切と考えられ、課題の専門性も考慮し、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼することとされた。

IV. 金融商品専門委員会におけるテーマ評価

13. 金融商品専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、本資料第 5 項の考慮要因のうち、次に関して追加の分析を行った。

- (1) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
- (2) 適時に会計基準の開発が可能か。

利用者、作成者、監査人等からのニーズはあるか

（専門委員会での事務局提案）

14. 利用者、作成者、監査人等からのニーズに関して、事務局から本資料第 8 項に追加して次の点を指摘した。

- (1) 今回の提案の経緯を踏まえると、提案者も含めた VC ファンドの業界においては、時価評価について一定のニーズがあるものと考えられる。ただし、ほぼすべての VC ファンド関係者にとってニーズがあるかどうかは定かではないと考えられる。
- (2) また、本資料第 8 項で不明としていた監査人のニーズについては、基本的には中立的ではないかと考えられる。ただし、見積りの監査の範囲が広がることについて懸念が生じる可能性があると考えられる。

（専門委員会で聞かれた意見）

15. 前項について特段の意見はなかった。

適時に会計基準の開発が可能かに関する分析

（専門委員会での事務局提案）

16. 本資料第 3 項の提案に関して、提案を進める場合のアプローチとして、まず本資料第 4 項の現行の取扱い（金融商品実務指針第 132 項）を踏まえ、時価評価の対象を組合等への出資に絞るアプローチ（アプローチ A、アプローチ B）と時価評価の対

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

象をより幅広くするアプローチ（アプローチ C）の 3 つのアプローチを示した。

アプローチ A

金融商品実務指針第 132 項の組合等への出資のうち VC ファンドに相当する組合等への出資について、現行の構成資産の評価額の積上げから出資全体について時価評価（評価差額は純損益）を強制する。

アプローチ B

金融商品実務指針第 132 項の組合等への出資のうち VC ファンドに相当する組合等への出資について、現行の構成資産の評価額の積上げを維持しつつ構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）を強制する。

アプローチ C

時価評価（評価差額は純損益）を強制する範囲を金融商品実務指針第 132 項の組合等の構成資産に限定せず、すべての市場価格のない株式とする。この結果、組合等の構成資産である株式は時価評価（評価差額は純損益）となる。

17. 前項のアプローチ A からアプローチ C を進める場合の課題を次のように整理した。

- (1) アプローチ A 及びアプローチ B は時価の見積りやその見積りの監査に関する実務上の負担が生じる。また、VC ファンドを定義する必要がある。これらのアプローチは VC ファンド関係者へのニーズに対応すると考えられるが、本資料第 7 項の分析のとおり、会計基準を開発することの影響は広範とまでは言えない状況において、企業会計基準委員会（ASBJ）の会計基準開発に関するリソースを有効に活用するアプローチとまでは言えない可能性があると考えられる。
- (2) アプローチ C はアプローチ B に比べて時価評価の範囲が広がり、実務上の負担はさらに大きくなる。その一方で、アプローチ C は広範な影響を有する点で ASBJ の会計基準開発に関するリソースの有効活用に資する可能性はあるが、金融商品の分類及び測定的基本的な枠組みを変更するものであり、また、ニーズの無い関係者に実務上の負担を強いるものであることから、現時点で市場価格のない株式について時価評価を強制することについてコンセンサスを得ることは困難と考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

18. 前項のようにアプローチ A から C のいずれにも課題が見受けられることから、国際的な会計基準における取消不能の時価評価のオプションの措置（いわゆる公正価値オプション）を参考に、事務局からアプローチ C のバリエーションとして、市場価格のない株式について時価評価することをオプションとして認める方法（アプローチ C'）を提案した。このようなオプションを認めた場合、比較可能性の懸念はあるものの、次の利点があるとの分析を示した。

- (1) VC ファンドの関係者だけでなく、時価評価を望むその他の関係者の要望にも応えられる可能性が生まれる。また、時価評価により実務上の負担が生じるが、強制でないため、あえてオプションを選択する企業について実務上の負担を配慮する必要はないと考えられる。
- (2) 現在、ASBJ では金融資産の減損に関する会計基準の開発を進めており、それに関連する範囲で分類及び測定についても同時並行的に検討を進めているが、金融商品の分類及び測定については現行の基準から変更しない方向としているため、主に IFRS 会計基準では純損益を通じた公正価値（FVPL）で測定される領域について、日本基準特有の分類及び測定の領域が生じる可能性がある。仮に市場価格のない株式について時価評価するオプションを導入した場合には、IFRS 会計基準と同じ処理（FVPL）の選択を可能とするため、国際的な整合性が改善する可能性がある。

（専門委員会で聞かれた意見）

19. 事務局が提示したアプローチに関して次の意見が聞かれた。

- (1) 財務諸表利用者の観点からは、市場価格のない株式の時価に関する情報は測定の不確実性が多少大きくても有用であり、時価を通じて投資先の実態を財務諸表に反映するのがよいと考える。
- (2) アプローチ C' に賛同する。理由は次のとおりである。
 - ① 市場価格のない株式に時価評価を強制するアプローチで開発を進めることは困難である。
 - ② VC ファンドを定義して区分することは困難である。
 - ③ 市場価格のない株式に時価評価を求めることは必ずしも財務諸表の透明

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

性を向上させることにならないと考える一方、時価で管理するニーズもあるため、オプションとすることがよい。

- (3) アプローチ B のバリエーションとして、組合等の構成資産である市場価格のない株式に時価評価のオプションを認めることも考えられる。日本基準に基づく連結財務諸表作成のためにファンド側の処理を修正している実務があり、具体的なニーズが想定される。

20. アプローチ C' を検討する場合の課題として次の意見が聞かれた。

- (1) 評価差額を純損益とすることは、市場価格のない株式以外の株式（上場株式など）で多く採用されている会計処理と異なる点でバランスが欠ける可能性があり、分類及び測定全体について検討すべきではないか。
- (2) アプローチ C' を検討する場合には次の項目をあわせて検討する必要があると考えられる。
- ① 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
 - ② 時価評価のオプションを適用する単位
 - ③ 適用初年度の取扱い
 - ④ 注記事項
- (3) 市場価格のない株式について時価評価を行う場合、出口価格の算出や監査可能性に課題があると考えられる。

21. 事務局が提示したアプローチ以外のアプローチとして次の意見が聞かれた。

- (1) 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託のように運用目的等の保有目的区分に応じて整理するアプローチが考えられる。

専門委員会で聞かれた意見を踏まえた追加の分析及び事務局提案

22. VC ファンドに限定せず市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）するオプションを認めるアプローチ（アプローチ C' ）について、概ね事務局の提案に支持があったと考えられ、この場合には新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。ただし、実際に検討にあたっては本資料第 20 項(2)の課

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

題に留意する必要があると考えられる。また、アプローチ B のバリエーションとしての時価評価のオプションについては事務局の提案でカバーされていると考える。

23. なお、本件への対応について、時価評価に伴う評価差額を純損益とすることについて分類及び測定の枠組みでバランスが欠ける部分が生じる可能性があるとの指摘があった。この点、本件への対応は時価評価の喫緊のニーズに限定的に対応するものとして金融商品の分類及び測定の一部を見直すものであり、金融商品の分類及び測定の全体像のあり方については将来的に検討することが必要と考えられる。

時価評価のオプションを検討する場合のオプションの要件を設けるかどうか

(専門委員会での事務局提案)

24. 仮に市場価格のない株式について時価評価するオプションの検討を進める場合、適用の要件を定めるかどうか論点となるとし、本提案の観点では、より広く時価評価のオプションを選択できるとする観点から、米国会計基準のように要件を設けないアプローチも検討に値すると考えられるとした。

(専門委員会で聞かれた意見)

25. 次の意見が聞かれた。

- (1) 仮にアプローチ C' とする場合、米国会計基準のように適用要件を設けないアプローチがよいと考える。

(専門委員会で聞かれた意見を踏まえた追加の分析及び事務局提案)

26. 聞かれた意見については今後の参考とすることが考えられる。

本件の評価に関するまとめ

27. 以上を踏まえ、本件の提案について、次をテーマ評価のまとめとする。

- (1) VC ファンドに限定せず市場価格のない株式について時価評価（評価差額は純損益）するオプションを認めるアプローチ（アプローチ C' ）については、新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。
- (2) アプローチ C' の検討にあたっては次の項目をあわせて検討すべきと指摘されたため、参考として付言する。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- ① 市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式になった場合の取扱い
- ② オプションの適用単位
- ③ 注記のあり方
- ④ 経過措置

V. 基準諮問会議事務局の分析及び提案

28. 前項の専門委員会のテーマ評価を踏まえて、上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを企業会計基準委員会の新規テーマとして提言することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

前項の基準諮問会議事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

関連する現行の会計処理の概要

- A1. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、会計基準の対象に有価証券を含め、「有価証券」を次のように説明している。

（注1-2）有価証券の範囲について

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

本件に関連して、金融商品取引法では「有価証券」に次を含めている（同法第 2 条）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

（中 略）

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

（中 略）

2 （中 略）、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

（中 略）

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

（後 略）

A2. 金融商品会計基準では、提案者が示すように、有価証券を次の保有目的で分類し、それに応じて会計処理することとしている。

- (1) 売買目的有価証券
- (2) 満期保有目的の債券
- (3) 子会社株式及び関連会社株式
- (4) その他有価証券

このうち、時価をもって貸借対照表価額とされるのは(1)及び(4)であり、(1)については評価差額を当期の純損益とし、(4)については税効果額を考慮したうえで、会計方針に応じた2つの方法の選択（評価差額をその他の包括利益とする方法又は評価差損のみ当期の純損失とする方法）が認められている（金融商品会計基準第15項から第18項）。また、市場価格のない株式等については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされ、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に相当の減額をなし、評価差額を当期の純損失とするとされている（金融商品会計基準第19項及び第21項）。

A3. また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では金融商品会計基準を実務に適用する場合の指針が示されている。この中で、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等¹（以下「組合等」という。）への出資については、それが商品ファンドへの出資である場合を除いて、その構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とするとされている（金融商品実務指針第132項なお書

¹ 金融商品実務指針第308項では、投資事業有限責任組合についても言及されている。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

き)。このため、構成資産が市場価格のない株式の場合には取得原価をもって評価される一方、それ以外の株式については時価をもって評価されることとなる。また、当該出資については、概ね次の3つの表示が考えられる中で、(1)が原則とされている（金融商品実務指針第308項）。

- (1) 組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益とする。
- (2) 組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する。
- (3) 組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、損益計算書について損益項目の持分割合に相当する額を計上する。

A4. 提案者から提案のあった VC ファンドについては、ベンチャー企業に出資することを目的として組成されるファンドである。このファンドの主な構成資産は、今後の上場を期待して出資を行ったベンチャー企業の株式であるが、すでに上場を果たした企業の株式も含まれていると考えられる。こうしたファンドは提案者が示した投資事業有限責任組合の形態を採るもののほか、任意組合や匿名組合の形態を採るものもあると考えられる。

A5. これらのファンドへの投資が組合等への出資に該当する場合、その投資を会計処理する方法は、当該ファンドへの投資が子会社又は関連会社への投資に該当するか否かで大きく分かれるが、子会社又は関連会社への投資に該当しないケースについては、本別紙 A3 項のとおり、金融資産に該当する個々の構成資産について金融商品会計基準に従って評価したものが会計処理の基礎とされる²。このため、例えば、構成資産が市場価格のない株式とそれ以外の株式のみである場合、実務上は、前者を取得原価（及び一定の場合に相当の減額が行われる）、後者を時価とし、それらの合計としてファンドへの投資の貸借対照表価額が算出されていると考えられる。

以 上

² 子会社又は関連会社への投資に該当する場合は、日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」Q71 を参照のこと。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

IFRS 第 9 号「金融商品」における公正価値オプションの要件の抜粋**4.1 金融資産の分類**

(中略)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する選択肢

[参照：結論の根拠BCZ4. 54項からBC4. 80項及びBC4. 210項からBC4. 211項]

- 4.1.5 4.1.1項から4.1.4項の要求にかかわらず、企業は、当初認識時に、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産又は負債の測定又はそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を、その指定が除去又は大幅に低減する場合である（B4. 1. 29項からB4. 1. 32項参照）。

4.2 金融負債の分類

(中略)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する選択肢

[参照：

5. 7. 1項(c)及び5. 7. 7項から5. 7. 9項

結論の根拠 BCZ4. 54 項から BCZ4. 76 項及び BC4. 81 項から BC4. 82 項]

- 4.2.2 企業は、当初認識時に、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、4. 3. 5項で認められている場合、又は指定により次のいずれかの理由で情報の目的適合性が高まる場合である。

- (a) その指定により、当該指定を行わない場合に資産若しくは負債の測定又はそれらに係る利得若しくは損失の認識を異なった基礎で行うことから生じる測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）が、除去又は大幅に低減される場合（B4. 1. 29項からB4. 1. 32項参照）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (b) 金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が、例えば当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の経営幹部（IAS 第24号「関連当事者についての開示」で定義）に対して社内的にそのベースで提供されている場合（B4. 1. 33項からB4. 1. 36項参照）

4. 3 組込デリバティブ

（中略）

- 4. 3. 5** 4. 3. 3項及び4. 3. 4項にかかわらず、契約が1つ以上の組込デリバティブを含んでいて、主契約が本基準書の適用範囲内の資産ではない場合には、企業は混合契約全体を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定できる。ただし、次の場合は除く。

- (a) その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大幅に変更していない場合
- (b) 同様の混合金融商品が最初に検討される際に、組込デリバティブの分離が禁じられることが、ほとんど分析なしに明らかな場合（貸付金に組み込まれた期限前償還オプションで、償却原価にほぼ等しい金額での期限前償還を保有者に認めているものなど）

〔参照：

B4. 3. 9項からB4. 3. 10項

結論の根拠BCZ4. 67項からBCZ4. 70項及びBC4. 81項からBC4. 82項〕

〔注：IFRS解釈指針委員会は、IAS第39号の第11A項（現在はIFRS 第9号の4. 3. 5項）を「IFRSの改善」の一部として明確化することを提言し、当審議会は2008年8月にそのように提案した。当審議会は、同項は金融商品が主契約である組込デリバティブを含んだ契約にのみ適用されるのか、それとも公正価値オプションは組込デリバティブを含んだすべての契約に適用できるのかを定めることを提案した。しかし、当審議会はこの提案を最終確定しなかった。〕

以 上